2 資金の貸付対象となる世帯

⑴ 本制度における「世帯」についての考え方

○本制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活をしている親族・家族は同一世帯であると考えます。

○そのため世帯の収入確認においては、生計が同一であるご家族等について確認させていただきます。

○なお、住民票の現住所地と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があって一致していない場合はご相談ください。

⑵ 次の①～③のいずれかに該当する世帯であること

○資金種類により貸付対象世帯が定められています。

○「障害者世帯」「高齢者世帯」は、借り入れる資金がその世帯の障害者または、療養中や要介護の高齢者のために利用される場合のみ適用されます。

①	低所得世帯	世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯
②	障害者世帯	「身体障害者手帳」、「愛の手帳（療育手帳）」、「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けた方の属する世帯あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること
③	高齢者世帯	日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属し、収入が下記の収入基準を超えない世帯

〔収入基準〕（平均月額）2025年度　※収入基準は毎年改定されます

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
低所得世帯	191,000円	283,000円	344,000円	406,000円	445,000円
高齢者世帯	273,000円	413,000円	519,000円	598,000円	660,000円

※世帯の収入額から、家賃、住宅ローンの返済、定期的支出（療養費・仕送り）が、一定金額まで控除されます。

※障害者世帯は収入基準はありません。

⑶ 日常生活には困っていないが、具体的な利用目的のためにまとまった資金を必要としていること

⑷ 返済（償還）の見込みが立てられる状況であること

⑸ 東京都内にお住まいであり、住民票の住所と現住所が一致していること

⑹ 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと

※不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を除く。

⑺ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員である者が属する世帯ではないこと

〔外国籍の人がいる世帯の場合〕　①②の両方を満たしている必要があります

①　下記のいずれかであること

・在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が以下のいずれかであること（永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等）

・入管特例法に定められている「特別永住者」

②　現住所に６ヶ月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

〔生活保護世帯の場合〕

○生活保護制度では対応できない資金使途であり、福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になります。生活保護費以外の収入で返済していただくことが必要です*。

○まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

＊ただし「福祉資金福祉費その他日常生活上一時的に必要な経費」の中の生活必需品等、福祉事務所が認めたものについては、その限りではありません。